

山梨県公報

第千二百七十号

平成十四年

三月七日

木曜日

目次

告示

土地改良区の解散の認可(二件).....	一一
土地改良区の解散(三件).....	一一
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	一一
道路の供用開始.....	一一
都市計画事業の認可.....	一一
換地計画の決定(二件).....	一一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	一一三
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出.....	一一三
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見.....	一一三
平成十四年二級建築士及び木造建築士試験の実施.....	一一三
開発行為に関する工事の完了について.....	一一四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	一一四
土地改良区役員の退任及び就任.....	一一四

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	一一五
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	一一五
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	一一六

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	一一七
遊技機の型式の検定.....	一一九

告示

山梨県告示第六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成

十四年二月二十七日藤袋土地改良区の解散を認可した。
平成十四年三月七日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成十四年二月二十七日穂坂中央土地改良区の解散を認可した。
平成十四年三月七日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成十四年三月一日中道町下曾根土地改良区は解散した。
平成十四年三月七日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成十四年三月一日中道町米倉土地改良区は解散した。
平成十四年三月七日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成十四年三月一日心経寺土地改良区は解散した。
平成十四年三月七日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第七十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成十四年三月七日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間
県道	河口湖富士線	南都留郡河口湖町小立一二〇四番の六地先から南都留郡河口湖町船津三九一番の一地先まで	

山梨県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	横手日野春停車場線	北巨摩郡長坂町大字日野字日野原三〇七六番の八地先から北巨摩郡長坂町大字日野字日野原三二二四番の九地先まで		一五〇・〇	平成十四年三月七日

山梨県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 施行者の名称
甲府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業
三・四・十五号住吉四丁目善光寺線（砂田）
- 三 事業施行期間
平成十四年三月七日から平成十六年三月三十一日
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 山梨県甲府市砂田町地内
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（八ヶ岳西部地区原町工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年三月八日から同年四月五日まで
- 三 縦覧場所
長坂町役場
- 四 異議申立期間
平成十四年四月六日から同年四月二十日まで

山梨県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、長坂町長から認可申請のあった塚川地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年三月八日から同年四月五日まで
- 三 縦覧場所
長坂町役場
- 四 異議申出期間
平成十四年四月六日から同年四月二十日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 れいめいの会
 - 2 代表者の氏名 原三男
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市愛宕町百六十四番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、新しい世紀に、心身ともに健康で生きがいのある地域社会を創るために、地域の産業、福祉、医療、教育、環境及び文化等について調査研究し、豊かな自然、活力のある産業及び明るく健やかに生活できる地域社会等に資する諸事業を行うことにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

山梨県知事 天 野 建

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定による届出があったので、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年七月七日まで縦覧に供する。
 平成十四年三月七日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 天 野 建

氏名又は名称	住 所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号
株式会社くろがねや 代表取締役 久田宗弘	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ双葉店・くろがねや双葉店
 - (二) 所在地 北巨摩郡双葉町竜地字古氏神三千二百八十五番地
- 2 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 3 変更する年月日

駐車の自動車の出入口の数及び位置

平成十四年四月十六日
- 届出年月日

平成十四年二月十五日

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士吉田市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年四月七日まで縦覧に供する。
 平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 オギノ下吉田店
 - 2 所在地 富士吉田市下吉田四千九百五十五番地
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 新設
 - 2 公告日 平成十三年十月十一日
- 三 意見の概要
 - 1 駐車場出入口における交通整理
 - 2 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策
 - 3 経路の設定等

平成十四年二級建築士及び木造建築士試験の実施
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の第十七第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術

教育普及センターに行わせる。

平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

一 試験日時

1 学科の試験

二級建築士 平成十四年七月七日(日)午前十時から午後五時十分まで

木造建築士 平成十四年七月二十八日(日)午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士 平成十四年九月二十九日(日)午前十一時三十分から午後四時まで

木造建築士 平成十四年十月十三日(日)午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学十六号館

三 受験申込手続

1 受験申込期間

平成十四年四月八日(月)から同月十二日(金)までの午前十時から午後四時まで

2 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階建築士会事務所

3 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階会議室

受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。なお、受験申込用紙は、平成十四年四月一日(月)から配布する。

四 合格者の発表

平成十四年十二月十三日(金)を予定している。なお、学科の試験については、平成十四年九月十三日(金)を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成十四年六月二十六日(水)から財団法人建築技術教育普及センターの各支部及び山梨県建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験の当日試験場に掲示する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年三月七日

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 天 野 建

中巨摩郡田富町今福字村東二二五八の二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡田富町今福二百七十六番地 三井美登里

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字立石二一三六、二一三七の一、二一三七の三、二一三七の五、二一三八の一及び二一三八の二

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条四千三百二十八番地 高野廣林

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、中野・上野土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。平成十四年三月七日

山梨県知事 天 野 建

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	小池 悟	中巨摩郡櫛形町上野三四八番地	平成十四年一月十七日
監 事	伊藤 智良	同 四一〇番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	青木 洋	中巨摩郡檜形町上野二〇〇番地	平成十四年一月十八日
監事	小池 悟	同 三四八番地	同

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の六中「六十歳」を「五十七歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（改正条例附則第四項前段の規定による昇給）

2 山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十三年山梨県条例第四十七号。以下「改正条例」という。）附則第四項前段の人事委員会規則で定める職員は、平成十四年四月一日（以下「基準日」という。）において四十七歳を超え、五十五歳を超えていない職員（第二十三条の六に規定する職員（以下「特例職員」という。））にあつては、基準日において四十九歳を超え、五十七歳を超えていない職員とする。

3 前項の職員のうち、基準日における年齢が五十一歳（特例職員にあつては、五十三歳）を超えている職員については、五十七歳（特例職員にあつては、五十九歳）に達した日以後最初の三月三十一日までの間は、改正条例による改正前の山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「改正前の条例」という。）第八條の五第一項又はこの規則による改正前の山梨県職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第二十三条の五の規定により昇給させることができる。

4 附則第二項の職員のうち、基準日における年齢が四十七歳（特例職員にあつては、

四十九歳）を超えている職員（前項に規定する職員を除く。）については、五十六歳（特例職員にあつては、五十八歳）に達した日以後最初の三月三十一日までの間は、改正前の条例第八條の五第一項又は改正前の規則第二十三条の五の規定により昇給させることができる。

（改正条例附則第四項後段の規定による昇給）

5 改正条例附則第四項後段の人事委員会規則で定める職員は、改正前の条例の適用を受けられない一般職の山梨県職員から基準日以後に引き続き職員となり、引き続き職員として在職している者又は職員から引き続き人事交流等により国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会が定めるこれらに準ずる者（以下「国家公務員等」という。）となり、引き続き国家公務員等として勤務した後基準日以後に引き続き職員となり、引き続き職員として在職している者（基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続き職員となつた日までの間において、人事交流等により国家公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかつた期間がないものに限る。）のうち、基準日において四十七歳を超え、五十八歳を超えていない職員（特例職員にあつては四十九歳を超え、六十歳を超えていない職員）とする。

6 前項の職員の五十五歳（特例職員にあつては、五十七歳）に達した日後の最初の四月一日以後の昇給については、改正条例附則第三項又は附則第三項若しくは第四項の規定の例による。

（雑則）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の五の次に次の一条を加える。

（昇給停止年齢の特例の適用を受ける職員及びその年齢）

第二十条の六 条例第八條第五項の人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表（一）の

適用を受ける職員とし、同項の人事委員会で定める年齢は、五十七歳とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(改正条例附則第四項前段の規定による昇給)

2 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十八号

以下「改正条例」という。)附則第四項前段の人事委員会規則で定める教育職員は、平成十四年四月一日(以下「基準日」という。)において四十七歳を超え、五十五歳を超えていない職員(第二十条の六に規定する職員(以下「特例職員」という。)にあつては、基準日において五十五歳を超え、五十七歳を超えていない職員)とする。

3 前項の職員のうち、基準日における年齢が五十一歳(特例職員にあつては、五十五歳)を超えている職員については、五十七歳(特例職員にあつては、五十八歳)に達した日以後最初の三月三十一日までの間は、改正条例による改正前の山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「改正前の条例」という。)第八条第一項又はこの規則による改正前の山梨県学校職員の給与に關する規則(以下「改正前の規則」という。)第二十条の五の規定により昇給させることができる。

4 附則第二項の職員のうち、基準日における年齢が四十七歳を超えている職員(前項に規定する職員を除く。)については、五十六歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間は、改正前の条例第八条第一項又は改正前の規則第二十条の五の規定により昇給させることができる。

(改正条例附則第四項後段の規定による昇給)

5 改正条例附則第四項後段の人事委員会規則で定める教育職員は、改正前の条例の適用を受けない一般職の山梨県職員から基準日以後に引き続いて職員となり、引き続き職員として在職している者又は職員から引き続き人事交流等により国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会が定めるこれらに準ずる者(以下「国家公務員等」という。)となり、引き続き国家公務員等として勤務した後基準日以後に引き続き在職している者、引き続き職員として在職している者(基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続いて職員となった日までの間において、人事交流等により国家公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかった期間がないものに限る。)のうち、基準日において四十七歳を超え、五十八歳を超えていない職員(特例職員にあつては五十五歳を超え、五十八歳を超えていない職員)とする。

6 前項の職員の五十五歳(特例職員にあつては、五十七歳)に達した日以後の最初の四月一日以後の昇給については、改正条例附則第三項又は附則第三項若しくは第四項の

規定の例による。

(雑則)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県警察職員の給与に關する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県警察職員の給与に關する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に關する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
附則に次の六条を加える。

(改正条例附則第四項前段の規定による昇給)

第三条 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十九号。以下「改正条例」という。)附則第四項前段の人事委員会規則で定める職員は、平成十四年四月一日(以下「基準日」という。)において四十七歳を超え、五十五歳を超えていない職員とする。

第四条 前条の職員のうち、基準日における年齢が五十一歳を超えている職員については、五十七歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間は、改正条例による改正前の山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「改正前の条例」という。)第八条の四第一項又はこの規則による改正前の山梨県警察職員の給与に關する規則(以下「改正前の規則」という。)第十九条の三の規定により昇給させることができる。

第五条 附則第三条の職員のうち、基準日における年齢が四十七歳を超えている職員(前条に規定する職員を除く。)については、五十六歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間は、改正前の条例第八条の四第一項又は改正前の規則第十九条の三の規定により昇給させることができる。

(改正条例附則第四項後段の規定による昇給)

第六条 改正条例附則第四項後段の人事委員会規則で定める職員は、改正前の条例の適用を受けない一般職の山梨県職員から基準日以後に引き続いて職員となり、引き続き職員として在職している者又は職員から引き続き人事交流等により国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会が定めるこれらに準ずる者(以下「国家公務

員等」という。)となり、引き続き国家公務員等として勤務した後基準日以後に引き続きいて職員となり、引き続き職員として在職している者(基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続きいて職員となつた日までの間において、人事交流等により国家公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかつた期間がないものに限る。)のうち、基準日において四十七歳を超え、五十八歳を超えていない職員とする。

第七条 前条の職員の五十五歳に達した日後の最初の四月一日以後の昇給については、改正条例附則第三項又は附則第四条若しくは第五条の規定の例による。

(雑則)

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月七日

山梨県公安委員会
委員長 古 屋 忠 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自動車運転代行業の認定等に関すること。

第十六条の二第三号中「取締り」の下に「及び対策」を加える。

第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とする。

第十六条の三第二項中「前条第四号」を「第十六条の二第四号」に改め、同条を第十六条の四とし、第十六条の二の次に次の一条を加える。

(暴走族対策室)

第十六条の三 交通指導課に、山梨県警察暴走族対策室(以下「暴走族対策室」という。)を附置する。

2 暴走族対策室においては、前条第三号に掲げる事務をつかさどる。
第十七条の四中「高速自動車国道中央自動車道」の下に「、高速自動車国道中部横断自動車道」を加える。
第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中「暴力団対策室」の下に「、暴走族対策室」を加える。

別表第一警務の部中

給 与 給 与

給 与

給 与 第一
給 与 第二

に改め、同表生活安全企画の部少年対策室の款中

企画指

導 企画指導

を 企画指導 少年補導

に改め、同表捜

査第一の部国際捜査室の款中

捜 査

を 国際捜査

に改め

、同表捜査第二の部中

知 能 犯 知 能 犯
選 挙 選 挙

知 能 犯 告 訴 ・ 告 発

知 能 犯
選 挙
告 訴 ・ 告 発

に、
暴力団対策 暴力団排除
暴力団排除 情報指定
暴力団排除 情報指定

を 暴力団対

策 暴力団排除
情報指定
暴力犯

に改め、同表鑑識の部中

資 料
写 足 身 庶

「真跡元務」を「資料」に改め、同表交通指導の部を次のように改める。

資		料	
写	足	身	庶
真	跡	元	務

交通指導		指導取締		指導取締		庶務	
暴走族対策室		暴走族対策		交通捜査		交通捜査	
交通反則通告センター		交通反則通告		交通反則通告		交通反則通告	
所長補佐		交通反則通告		交通反則通告		交通反則通告	

別表第一交通機動隊の部中「庶務指導」を「企画指導」に改める。

別表第二南甲府の部生活安全の項中「安全相談」を「少年安全相談」に改める。

に改め、同表富士吉田の部生活安全の項中「安全相談」を「安全相談」に改める。

に改め、同表石和の部の次に次のように加える。

少年	安全相談
----	------

保安	安全相談
----	------

小笠原										斐崎										
会	警	刑事	地	交	警	警	警	警	地	交	地	刑事	地	交	警	警	警	警	地	交
計	務	生活	域	通	備	務	務	務	域	通	域	生活	域	通	備	務	務	務	域	通
会	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留
計	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置
計	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務
計	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務

別表第一警察署の欄中「小笠原」を「日下部」に、「大塩市南斐」を「大塩市南斐」に改める。

この規則は、平成十四年三月七日から施行する。

附則

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年三月六日までとする。
平成十四年三月七日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種別及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造業者又は輸入業者名	
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ガンガン30	株式会社大都技研	一四〇六七三
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CR竜鳳伝説Z2	豊丸産業株式会社	二〇〇〇〇四
株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRミニス力ポリX	株式会社大一商会	一〇〇七〇五
株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRミニス力ポリW	株式会社大一商会	二〇〇〇〇八

株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	帰つてきやた黄門ちやまV	株式会社平和	一〇〇六七〇
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CR・帰つてきた黄門ちやまJ	株式会社平和	二〇〇〇〇五
株式会社アクト技研 代表取締役 野上忠英 東京都立川市上砂町五丁目一三番地七	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	モボ・モガZ	株式会社アクト技研	一四〇六六一
株式会社アクト技研 代表取締役 野上忠英 東京都立川市上砂町五丁目一三番地七	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	エッインズチ	株式会社アクト技研	一四〇六七六

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番